

令和4年12月玉川村議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年12月9日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 請願の処理について（委員会付託）

出席議員（11名）

1番	須藤安昭君	2番	林芳子君
3番	小針竹千代君	4番	石井清勝君
6番	小林徳清君	7番	大和田宏君
8番	飯島三郎君	9番	西川良英君
10番	三瓶力君	11番	塩澤重男君
12番	須藤利夫君		

欠席議員（1名）

5番 渡邊一雄君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 大越健一 主 事 小湊拓也

説明のため出席した者の職氏名

村 長	石森春男君	副 村 長	須釜泰一君
教 育 長	鈴木文雄君	総 務 課 長	須田潤一君
企画政策課長	小針武彦君	住民税務課長 兼会計管理者	車田ヨシ子君
健康福祉課長	曲山知賀子君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	塩田 敦君
地域整備課長	高林浅輝君	教 育 課 長	坂本 敬君
公 民 館 長	小針達夫君	遊 水 地 対 策 室 長	溝井浩一君

◎開会の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11人であります。

欠席通告議員は、5番、渡邊一雄君です。

定足数に達していますので、令和4年12月玉川村議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須藤利夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

6番 小林 徳 清 君

7番 大和田 宏 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（須藤利夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの5日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月13日までの5日間に決定しました。

◎村長の提案理由の説明

○議長（須藤利夫君） 日程第3、村長の提案理由の説明を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 皆さん、おはようございます。

12月に入り、急に寒波が押し寄せ、遠くの山々も雪化粧をする季節となり、今年もいよいよ最後の月を迎えました。

さて、本日ここに、令和4年玉川村議会12月定例会を招集しましたところ、議員の皆様には公私ともに何かとご多忙の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。

当面する重要な議案を提出いたしましたので、以下、そのあらましについてご説明いたしますが、それに先立ち、村政に関する当面の諸課題等について所信の一端を述べさせていただきます。

11月15日に発表された国の2022年7月から9月期の実質GDP成長率は、前期比マイナス0.3%、年率換算でマイナス1.2%と四半世紀ぶりのマイナス成長に陥ったとの報告がある中、資源価格上昇や日米金利差拡大などによる円安により、物価上昇の勢いが強まっております。

また、世界的な物価上昇を背景に、米国をはじめとする各国での金融引締め政策が進められており、景気不振リスクが顕在化すれば、年明け以降の景気回復テンポが大幅に鈍る可能性があるとの見通しも出されております。

一方、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した小麦をはじめとする食料、エネルギーの急激

な高騰は、いまだ収まる気配を見せず、さらなる値上がりが続いており、農林業を取り巻く情勢にも厳しい影を落とし、農業資材、肥料、加温用燃料、そして飼料等の価格高騰が続くなど、農業経営に及ぼす影響は非常に大きなものとなっております。

村としましては、これらの影響を受け、苦しむ農家の支援策として、農業資材価格高騰対策支援や施設園芸農家に対する資材購入支援等を行うとともに、併せて中小企業や運送業者に対する支援も行うなど、経営の安定に向けた事業者支援策を講じているところであります。

今後も、的確な社会情勢の把握と情報収集を行いながら、迅速に柔軟性を持って各種支援を実施してまいりたいと考えております。

また、急激な物価高騰から住民の生活を守るため、地方創生臨時交付金を活用し、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業など、村民が必要とする生活支援施策を住民に寄り添いながら、きめ細やかにしっかりと取り組んでまいります。

次に、構造的・社会的課題でもある人口減少対策や地方創生につきましては、引き続き、村の最重要課題と捉え、現在、交流人口と関係人口の拡大に向け、本村に観光で訪れる方を増やし、様々な体験観光を通して、村内のそれぞれの地域を少しでも知っていただきながら、田舎暮らしのよさや、人の温かさなどを感じてもらい、玉川村のファンになっていただき、将来的な移住につながるよう各種事業に取り組むとともに、それらの施策や取り組んでいる姿を玉川村の魅力として、積極的に情報発信をしてまいりたいと考えております。

定例会に先立ち、議員の皆様へお配りしました玉川村村勢要覧2022において、観光交流施設である森の駅 y o d g e、新たな観光の拠点となる乙字ヶ滝かわまちづくり、職・住・遊・学の拠点であるすがまプラザ、村を代表する伝統文化の南須釜の念仏踊り、切れ目のないライフステージに合わせたサポート体制や充実した子育て環境、福祉サービス等の本村の取組など、本村の魅力を分かりやすく掲載しておりますので、村勢要覧を活用し、様々な機会を捉えながら、本村の持つ高いポテンシャルや特長、そして住みやすい村であることなどをプレゼンテーションし、アピールしてまいりたいと考えております。

また、要覧の情報は村ホームページにも掲載しておりますので、海外や遠方にお住まいの方にもご覧いただける情報となっております。

次に、乙字ヶ滝かわまちづくり計画についてであります。引き続き玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり推進協議会等の関係機関のご協力を得ながら、国土交通省や県などとの連携を図り、推進しております。

計画の中でも、村が中心となって進める（仮称）複合型水辺施設の改修については、複合

型水辺施設改修基本計画に基づき進めることとしており、現在、公募型プロポーザル方式により、事業者を選定しているところであります。

基本計画では、観光交流、商業活性化などの面を考慮しながら、民間活力による事業を展開することとしており、資金調達から設計、施工、運営、管理までを一括して実施するPFI方式の一つであるデザイン・ビルド・ファイナンス・オペレート、いわゆるDBFO方式により進めてまいります。

また、去る7月24日から12月末日まで、村内10店舗において展開しております玉川村手ぶらキャッシュレス実証事業につきましては、協力店舗や利用者へのアンケートにおいても好意的な意見が多くなっており、宮城県や東京都の団体等も視察に訪れるとともに、幅広いメディアにおいても報道されるなど、非常に注目を浴びる事業となっております。

来年度においても、デジタル地域商品券事業を通して、住民の皆様にお買物という、より身近な生活の中でのデジタルの利便性を体感していただきたいと考えております。

将来的には、特別な技術を持たなくとも、誰もが便利でストレスのないデジタルの活用を目指してまいりたいと考えております。

次に、国土交通省による阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの遊水地群整備計画につきましては、9月上旬から玉川村、矢吹町、鏡石町の順に、国主催による説明会が開催され、用地補償の流れや、農地の価格算定方法、各地区の価格水準、代替地、税金や年金についての4項目について説明後、意見交換がなされました。

今後の国が予定するスケジュールは、地権者と個別に用地交渉を進めていくとともに、来年1月には泉郷川の逆流対策等の支川管理についても、国が検討した調査内容などの説明会を開催する予定となっております。

今後、遊水地対策室を中心に、引き続き住民生活の安心安全が確保されるよう、住民の皆様のご意向を丁寧にお聞きし、しっかり寄り添いながら、関係機関との連絡を密にし、対応してまいります。

次に、農業集落排水事業、玉川地区につきましては、現在、処理施設の工事を進めており、管路布設工事と併せて遅延なく工事を進捗させ、令和5年度中の一部供用開始を予定しております。

また、四辻新田・南須釜字青井沢地区、河平地区の区域で進めております水道未普及地域解消事業につきましては、配水池建設工事と管路布設工事を進めており、令和5年度に水源整備と浄水場整備、配水管等の工事を行い、令和5年度中に四辻新田地区の一部供用開始を

予定しております。本事業の推進により、村内の水道未普及地域を解消するとともに、安全で安心できる水道水の提供を早期に実現してまいります。

次に、マイナンバーカードの普及につきましては、現在、テレビCMなどでPRしておりますが、国ではマイナポイント第2弾を展開し、日常生活の中でマイナンバーカードが利用できる機会をどんどん増やすなど各種対策を講じ、2022年度末までにマイナンバーカードをほぼ全国民に行き渡るよう、普及策を展開しております。

また、マイナポイント第2弾の付与対象が、今月末までに申請された分までに期間が延長されたことから、村においても毎週水曜日の延長窓口による対応とともに、9月に続き今月も2回の休日窓口の開設や出張申請など、村民の方がいつでも申請できる体制を整え対応しております。

テレビCMや広報無線、回覧等の効果もあり、10月末現在のマイナンバーカードの交付率は、福島県の平均交付率を超え、47.2%となっております。

引き続き、カードを持っていることの利便性の周知を図るとともに、本庁、行政センターにおいて、申請時やマイナポイント申込み時に、必要とする手続のサポートなどを行い、交付率の向上に向け、しっかりと取り組んでまいります。

次に、先月20日に開催されました第34回ふくしま駅伝につきましては、今年度、いまだ収束しない新型コロナウイルス感染症が拡大する中、選手の確保が大変難しい状況にありましたが、参加53チーム中、総合順位22位、村の部3位という輝かしい成績を収めることができました。

長期化するコロナにより、沈みがちな村民の意識を盛り上げ、村民の気持ちを一つにし、元気にさせることに大いに寄与したものと思っております。改めまして、この場を借りて、選手や控え選手、スタッフをはじめ、ご支援いただいた多くの皆様に感謝を申し上げますし、来年に向けてのさらなる進化も期待しております。

また、今月2日に開催された第17回石川地方交通安全大会において、交通死亡事故ゼロ4,000日達成の表彰を受けることができました。このことは、議員各位をはじめ、村民の皆様や交通安全団体の皆様のご協力のたまものと心から感謝するものであります。

引き続き、官民協働により、一丸となって交通安全対策に取り組んでまいります。

以上、当面の諸課題等について申し上げましたが、今後とも安全で豊かな村づくりを推進し、村民一人一人が安心な日常生活が送れるよう、各種施策に全力で取り組んでまいりますので、議員各位の引き続きのご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和4年12月玉川村議会定例会に提案いたしました議案について、提案理由の説明をいたします。

まず初めに、議案第55号 玉川村公の施設の指定管理者の指定についてであります。玉川村アーバンスポーツ施設と玉川村農産物加工施設の2つの施設の指定管理者を公募し、それぞれ1団体から申請があり、去る11月21日に審査を行い、指定管理者の候補者を選定しましたので、指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第56号 村長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、村長等の期末手当の支給率を引き上げる改正を行うものであります。

次に、議案第57号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案第56号と同じく、議会議員の期末手当の支給率を引き上げる改正を行うものであります。

次に、議案第58号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、令和4年の人事院勧告及び福島県人事委員会の勧告に準じて、給料表及び勤勉手当等の給与や宿日直手当の改定など、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第59号 玉川村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第60号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の定年が引き上げられることなどに伴い、関係条例の規定の整備を行うものであります。

次に、議案第61号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は人事院規則の一部改正により、非常勤職員の育児休業取得の柔軟化や育児休業取得回数制限の緩和など、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第62号 玉川村農産物加工施設設置条例の一部を改正する条例についてであります。昨今の電気料金価格の高騰を受け、利用料金の改定を行うものであります。

次に、議案第63号 令和4年度玉川村一般会計補正予算（第5号）についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ4,329万3,000円を増額し、予算の総額を52億150万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、特別交付税に係る地方交付税で3,236万5,000円、出産・子育て応援交付金及び交通安全対策事業補助金等に係る国庫支出金で768万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

また、歳出の主なものは、国の人事院勧告等に伴う人件費の補正及び電気料金の値上げに伴う公共施設における電気料の補正のほか、出産・子育て応援事業等に係る衛生費で1,348万4,000円、交通安全対策事業等に係る土木費で753万4,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第64号 令和4年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。今回の補正は、上半期実績を踏まえ、下半期の給付見込みを補正するものです。

歳出の主なものは、保険給付費が伸びる状況にあり、上半期の実績を勘案し、保険給付費を216万円増額し、基金積立金を216万円減額するものであります。

また、歳入の補正はございません。

次に、議案第65号 令和4年度玉川村上水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。今回の補正は、収益的収入及び支出の総額をそれぞれ310万2,000円増額し、2億3,805万3,000円とするものであります。

収入の主なものは、他会計補助金を280万2,000円、その他営業収益を30万円増額するものであります。

一方、支出の主なものは、原水及び浄水費で300万円、配水及び給水費で3万4,000円、総係費で6万8,000円を増額するものであります。

次に、議案第66号 令和4年度玉川村農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてであります。今回の補正は、収益的収入及び支出の総額をそれぞれ181万1,000円を増額し、予算総額を1億7,870万2,000円とするものであります。

収入の主なものは、営業収益の手数料を20万円、営業外収益の一般会計補助金を161万1,000円増額し、一方、支出の主なものは、電気使用量の高騰に伴う処理場費の光熱水費を5万5,000円、動力費を159万円増額、人件費及び負担金の補正により総係費を16万6,000円増額するものであります。

次に、議案第67号 道路災害復旧工事（査定第1005号）請負契約の締結についてであります。令和4年12月1日に仮契約を締結したところであります。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を説明いたしました。詳細につきましては担当課長より説明させますので、慎重にご審議の上、速やかなご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（須藤利夫君） 村長の提案理由は、ただいまの説明のとおりです。

◎請願の処理について（委員会付託）

○議長（須藤利夫君） 日程第4、請願の処理についてを議題とします。

11月18日までに受理した請願は、お手元にお配りしました請願文書表のとおりです。

所管の常任委員会に付託いたしますので、委員長は会期中に審査を行い、その結果を最終日に報告されるようお願いをいたします。

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前10時24分）